

## 山鹿市介護保険福祉用具購入費等支給に係る受領委任払実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、居宅要介護被保険者等に支給される介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する福祉用具購入費又は住宅改修費（以下「福祉用具購入費等」という。）の事業者への受領委任払に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居宅要介護被保険者等 法第41条第1項の居宅要介護被保険者又は法第53条第1項の居宅要支援被保険者をいう。
- (2) 福祉用具購入費 法第44条第1項の居宅介護福祉用具購入費又は法第56条第1項の介護予防福祉用具購入費をいう。
- (3) 住宅改修費 法第45条第1項の居宅介護住宅改修費又は法第57条第1項の介護予防住宅改修費をいう。
- (4) 事業者 法第44条第1項に規定する特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者及び法第56条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者並びに法第45条第1項及び法第57条第1項の住宅改修を行う者であって、居宅介護被保険者等に支給される福祉用具購入費等を代理受領することについて、あらかじめ、市と契約を締結しているものをいう。
- (5) 受領委任払 居宅要介護被保険者等から福祉用具購入費等の受領の権限の委任を受けた事業者に対し、市長が当該福祉用具購入費等を支払うことをいう。

(対象者)

第3条 受領委任払により福祉用具購入費等の支給を受けることができる居宅要介護被保険者等は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第38条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者
- (2) 介護保険料を滞納していない者
- (3) 福祉用具購入費等の受領委任払について事業者の同意が得られる者

(事前申出)

第4条 受領委任払により福祉用具購入費等の支給を受けようとする居宅要介護被保険者等は、あらかじめ、その旨市長に申し出なければならない。

(支給申請等)

第5条 受領委任払による福祉用具購入費等の支給を申請しようとする居宅要介護被保険者等は、福祉用具購入費の支給の申請にあつては介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）（様式第1号）に、住宅改修費の支給の申請にあつては介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）（様式第2号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、審査の上適否を決定し、その結果を

当該申請をした者に通知する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号（第5条関係）

介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）

フリガナ 被保険者氏名			保険者番号																
			被保険者番号																
生年月日	年 月 日生		性別	男 ・ 女															
住 所	〒																	電話番号	
福祉用具名目名及び商品名)	製造事業者名及び販売事業者名		購 入 金 額	購 入 日															
			円	年	月	日													
			円	年	月	日													
			円	年	月	日													
福祉用具が必要な理由																			
保険者確認欄	年 月 日																		
<p>(宛先) 山鹿市長</p> <p>上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給を申請します。また、当該申請に基づく給付費の受領に関する権限を下記の者に委任します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>申請者 氏名 電話番号</p>																			
<p>(宛先) 山鹿市長</p> <p>上記申請に基づく居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の受領に関する権限を申請者から委任を受けることに同意します。なお、支給に当たっては、下記の口座に振り込んでください。</p> <p>年 月 日</p> <p>所在地</p> <p>受任者 名称 電話番号</p> <p>代表者</p>																			

- 注意 1 この申請書に、領収書及び福祉用具のパフレット等を添付してください。
- 2 「福祉用具が必要な理由」については、用具ごとに記載してください。
- 3 欄内に記載が困難な場合は、裏面に記載してください。

居宅介護（介護予防）福祉用具購入費を下記の口座に振り込んでください。

口座振替 依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合 農協 労働金庫		本店 支店 支所 出張所		種 目	口 座 番 号													
	金融機関コード		店舗コード		1 普通預金														
					2 当座預金														
					3 その他														
ゆうちょ銀行																			
フリガナ																			
口座名義人																			

様式第2号（第5条関係）

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）

フリガナ		保険者番号																		
被保険者氏名		被保険者番号																		
生年月日	年	月	日生	性別	男・女															
住所	〒																		電話番号	
住宅の所有者	本人との関係（ ）																			
改修の内容・箇所及び規模	<input type="checkbox"/> 手すりの取り付け（ ） <input type="checkbox"/> 段差の解消（ ） <input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え（ ） <input type="checkbox"/> 洋式便器等への便器の取替え <input type="checkbox"/> 滑りの防止及び移動の円滑化のための床材の変更（ ）												業者名							
													着工日	年	月	日				
													完成日	年	月	日				
													改修費用							
提出書類	<input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 工事内訳書 <input type="checkbox"/> 工事後写真(写真の中に日付が入っているもの) <input type="checkbox"/> 住宅改修工事完了確認書 <input type="checkbox"/> 委任状（口座名義人が被保険者と異なる場合）																			
(宛先) 山鹿市長 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。また、当該申請に基づく給付費の受領に関する権限を下記の者に委任します。 年 月 日 住所 申請者 氏名 電話番号 氏名 ⑩																				
(宛先) 山鹿市長 上記申請に基づく居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領に関する権限を申請者から委任を受けることに同意します。なお、支給に当たっては、下記の口座に振り込んでください。 年 月 日 所在地 受任者 名称 電話番号 代表者 ⑩																				

- 注意1 この申請書の裏面に、領収証及び介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由を記載した書類、完成後の状態が確認できる書類等を添付してください。
- 2 改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付してください。

居宅介護（介護予防）住宅改修費を下記の口座に振り込んでください。

口座振替 依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合 農協 労働金庫	本店 支店 支所 出張所	種目	口座番号											
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金 2 当座預金 3 その他												
	ゆうちょ銀行														
	フリガナ														
	口座名義人														